

鹿沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の制定について

次のように定める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)

第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、本市の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第 2 条 法第 34 条の 16 第 1 項に規定する乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和 7 年内閣府令第 1 号)に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。